

**HERSHEY'S**



公正を追求するハーシーのレシピ  
ビジネス倫理の綱領

## 目次

<u>テーマ</u>	<u>ページ</u>
ビジネス倫理綱領を設ける理由 .....	2
綱領の適用.....	3
法律の遵守.....	3
会社資金やリソースの利用.....	3
政治活動と政治献金.....	3
政府高官への献金.....	4
財務会計と会計報告.....	4
利害の抵触.....	5
独占禁止と競争に関する法律.....	7
ザ・ハーシー・カンパニーと関連証券の売買.....	8
従業員との関係.....	9
消費者への公約.....	9
環境保護.....	10
機密保護.....	10
公正な取引.....	11
執行.....	11
取引倫理委員会.....	11
綱領違反の疑惑の取り扱い.....	11
綱領の修正と放棄.....	12
その他の企業方針と情報.....	12

### ビジネス倫理綱領を設ける理由

ザ・ハーシー・カンパニー（ここでは米国本社をはじめ、世界の子会社や提携企業などを総称して「ハーシー」または「当社」という）は、百年余りにわたり誠実な会社として知られてきました。最高品質の製品から、職場や生活の基盤となるコミュニティーとのかかわりに至るまで、当社では消費者、顧客、サプライヤー、一般大衆の皆様の信頼を得るため、一心に努力をかさねてきました。「ビジネス倫理綱領」（以下「本綱領」という）の綱領という言葉には、将来もこの信頼を引き継いでいこうとする心構えが込められています。したがって当社の理事、役員、従業員の方々には綱領の全内容とその意図をご理解いただいた上で、遵守いただくことを期待します。

本綱領は、当社理事、役員、従業員の全員に適用する一般原則とガイドラインを示しています。本綱領に概要される一般原則は、当社のビジネス取引行為の全般に適用されるものですが、これに加えて当社理事、役員、従業員はその他特定の当社方針にも拘束されます。従業員に全ての会社方針を配布伝達し、その理解と遵守の徹底を監督するのは担当管理職の責任です。本綱領に従ってこの方針内容を補足しまた拡充する方針資料の請求に関しては、下記の「その他の企業方針と情報」の項をご覧ください。

### 綱領の適用

本綱領と会社方針は、当社の理事、役員、従業員の全員が遵守しなければなりません。代理店、コンサルタントおよび当社の代理として活動する代理人も、確固とした倫理基準に基づいて行動してください。もちろん代理店やコンサルタントまたはその他の代理人に対して、当社の理事、役員、従業員が綱領、会社規定、法律に反するような行動を要求することはできません。

当社の理事、役員、従業員は、顧客、同僚、競合他社、政府代表者、メディアレポーターなどに対して倫理的に正しい行動をとることが期待されています。ビジネス取引を行う際は、当社の一人一人が利己欲にかられることなく、社会と当社の双方のために行動することが求められています。自己と当社の誠実を維持するためにも、正当なビジネス取引を行ってください。

### 法律の遵守

当社の理事、役員、従業員は一人一人が本綱領と会社方針、適用法や規定に従わなければなりません。理事、役員、従業員が米国以外の地域で勤務する場合、地元の法律が米国の法律とは大きく異なる場合もあります。ビジネス取引や社会的やりとりに関する現地の慣習や常識も土地によって異なります。

理事、役員、従業員が現地で当社の業務を行う場合、その土地の法律や管轄政府の規制、慣習、常識に従うことが当社の方針です。当社の理事、役員、従業員の行動は適用法と本綱領、会社方針を最低の基準とするべきですが、土地の慣習や常識が本綱領や会社方針に反する場合は、本綱領と当社の方針に従ってください。あらゆる管轄地域において、当社理事、役員、従業員が土地の法律や規制に従う際の解釈と質問については、当社法務部（Law Department）までお問い合わせください。

### 会社資金やリソースの利用

理事、役員、従業員が会社方針に一致しない目的で、または当社のしかるべき責任者の許可を受けずにハーシー社の資金やリソース、所有物などを自己利益の目的で使用することは禁じられています。正当な許可を得ずに、当社の所有物を売却、貸与、譲渡または処分することは、その資産の使用磨耗状態や価値にかかわらず禁じられています。

### 政治活動と政治献金

会社資金を政党、選挙候補者、選挙運動などに直接的、間接的に充てることは禁じられています。ただし、合法的な少数の製品寄付はこの限りではありません。立候補者への政治献

金は、当社の政治活動委員会の細則、ザ・ハーシー・カンパニー政治活動委員会（以下「HF PAC」という）、該当する連邦法および州法などに基づいて行われます。

当社では理事、役員、従業員が個人的に自己の労働や資金を候補者、自己の選んだ運動または政党に充てることは禁止していませんが、こうした判断は個人レベルに限定され、当社には一切の責任や義務はありません。ハーシー従業員が会社の労働時間内に政党や政治活動を支援することは禁じられており、個人的政治活動の出費還元を請求することもできません。会社の事業獲得または事業維持の目的で、ハーシーの理事、役員、従業員が個人的な政治的貢献を行うことは一切禁じられています。

### 政府高官への献金

政府高官の判断や行動に影響を及ぼす目的で、価値あるものを直接的、間接的に贈与したり贈与をほのめかすことは会社の方針に違反します。政府との取引を勧誘するため、または当社製品を売り込む目的で、公務員や官僚に対して当社の資金や資産を利用して贈答品を製作したり、接待を行ったり、送迎やサービスの形で援助を行ったりしないでください。さらに、当社の資金や資産を利用した贈答品、接待、援助により、当社または会社役員の信用や評価に悪影響を与える行動も慎んでください。海外でも適用される米国の海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act) は、事業獲得や事業維持、事業勧誘、あるいは不正な利益を得るために、海外の政府高官に直接間接を問わず金銭に限らず何らかの贈り物をするのは違法とされています。どのような些細なものでも当社法務部から事前に書面による許可を得ずに政府高官に贈与を行うことは固く慎んでください。政府高官の金銭や物品贈与への催促行為や、当社の政府高官への対応に疑問のある場合は、当社にご報告ください。報告は下記の「**綱領違反の疑惑の取り扱い**」の項に従って行ってください。

### 財務会計と会計報告

当社 CEO、CFO、CAO およびその他の上級財務責任者をはじめ当社の全理事、役員、従業員は、財務会計および会計報告に関する適用法、規則すべてを遵守することが義務付けられています。この該当諸法には米国証券取引委員会（以下「SEC」という）、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という）、財務会計基準審議会（以下「FASB」という）の法規および規則なども含まれます。

よい会計報告はよい記録管理から、との基本を踏まえ、経営状況や財務状況を完全、公正、明確に理解しやすくタイムリーに提示できる財務諸表を準備するためにも、当社は業務記録をたよりにしています。こうした財務諸表は、株主や債権者、政府当局、一般市民との信頼のきずなですから、業務記録や会計記録の作成、要約、維持に関与する従業員全員は、以下の点に従って記録管理を行ってください:

- 資産、負債、収益、経費などをすべて当社およびその子会社の会計記録に漏れなく記帳すること。
- 非開示または無記録の資金や口座などは、いかなる目的であれ決して設立しないこと。
- 虚偽の記入を行わないこと。さらに、
- 部分的であれ、記載された以外の支払い目的の意図や了解のある支払いは決して承認しないこと。

社内向け、社外向けを問わず、当社の会計情報の作成や確認に関与している担当者は、以下の点に従ってください。

- 会計報告は必ず社内で管理できる状態にしておくこと。
- 当社の財務諸表に大きな影響を及ぼす業務取引、イベント、状況などについては、開示委員会（Disclosure Committee、四半期会計申告と年次会計申告の手続きと管理徹底の責任を持つ、CAOを議長とする委員会）まですみやかに報告すること。
- 四半期会計報告、年次会計報告と関連する開示内容について、当社の委託の公認会計士と率直でオープンな連絡をとること。
- 業務取引に関する適切な透明度を反映するための情報をすべて財務諸表と関連する開示内容に盛り込むこと。

CEO、CFO、CAO およびその他の上級財務責任者は、一般に開示する財務情報や証券取引委員会向けの定期報告を完全、公正、正確、明確に、しかも機を逸さず提出しなければなりません。以下の場合、CEO と上級財務責任者はもちろんのこと、当社の理事、役員、従業員の一人一人が（匿名も可）当社の開示委員会または顧問弁護士まで迅速に報告なければなりません：

- 法律や規則、規定に対する重大な違反があった場合。
- 証券取引委員会に提出する報告書および諸表において、当社が開示することを義務付けられている情報の記録、処理、集計、報告を行う責任のある管理者またはその他の者が、些細であっても不正を犯した場合。
- 会計報告の社内管理能力の欠如を含め、証券取引委員会などの規制機関または一般に開示されるよう提出を義務付けられている定期会計報告に影響を及ぼすまたは虚偽の表現となるような重要な情報、事実、状況など。

報告を受けた顧問弁護士あるいは開示委員会は、当社の「コンプライアンスに関する報告提出手続きの規定」、あるいは法律や株式上場基準に従って理事会の監査委員会に報告します。報告者が氏名・役職などの匿名を希望する場合は、法律や会社方針に違反しない限り規定どおりに顧問弁護士または開示委員会はその秘密を守ります。不正は下記の「**綱領違反の疑惑の取り扱い**」の項に従って報告することもできます。

### 利害の抵触

当社理事、役員、従業員は、公正な業務遂行の妨げとなる、または外見上妨げととられるような行動や状況は回避するべきです。すなわち：

- A. 以下のような行動は直接的であれ、間接的であれ、慎んでください：
1. 未公表の当社商務、当社財政状態や当社取引などの情報から利益を図ること。
  2. 粗品（野球帽、カップ、マウスパッドなど）以上の価値を持つもの、また業界常識や職場のビジネス常識を超える価値のある贈答品、特別扱い、接待あるいは特典などをサプライヤーから受けること。上司の事前許可を得ずに高価なギフト（イベントのボックスシート、ゴルフ旅行など）を受けとること。これが

理事である場合は、理事会の監査委員会の会長の許可を得てください。部下から上記のような許可の依頼を受けた上司は下記の「取引倫理委員会」の項に従って取引倫理委員会に相談し、公正に対処してください。理事、役員、従業員とも仕事の判断に影響するまたは影響するようにみえる賄賂、リベート、不正な支払い、贈答品、特別扱い、接待を受けること。

3. 通常の業務習慣または通常のビジネス領域を超えた見返りやサービスを求める目的で、個人的に贈答品、支払い、特別扱い、特別の配慮、割引などを提供すること。ただし、当社製品や当社ロゴの付いた（ハーシーの T シャツなど）の粗品はこの限りではありません。
4. 当社サプライヤーや顧客の会社への投資や証券取引をすること。ただし、証券取引所または NASDAQ の店頭市場で公に取引される証券に通常の投資を行うことはこの限りではありません。
5. 理事会の監査委員会の事前承諾を得ずに、当社顧客の会社あるいはサプライヤーの会社との間で一般には利用できない特別条件で個人的な取引をすること。
6. 当社製品の製造や流通に必要な商品に関連する先物、オプション、実際の契約などを含む商品、ヘッジング、証書の購入、販売、または取引を行うこと。
7. 当社の製品と競合または類似する製品を製造販売するような事業あるいは当社の行うサービスに競合または類似するサービスを提供する事業の所有または出資すること。その他、当社の企業秘密や取引秘密の乱用につながるような行為を行うこと。ただし、こうした製品の製造販売やサービスを提供する会社の公開株式への投資活動については、この方針の制限外とします。
8. 当社にも情報が届いていれば当社の参画する可能性のある事業または投資のチャンス、自分自身または他の者に流用すること。
9. 自分の近親家族がパートナー、役員、理事を務める会社に対し、直接または部下を通じて当社から支払いのある（雇用以外の）関係を結ぶこと。また役員や従業員が自分の監督下に直接または部下を通じて自分の近親家族を雇用すること。この場合の近親家族とは配偶者、両親、子供、兄弟姉妹、および同居する人物をさします。

## B. 追記:

1. 理事会の会社経営理事委員会（Committee on Directors and Corporate Governance）の認可がない限り、当社の役員や従業員が当社に商品やサービスを提供する会社、または当社から商品やサービスを購入する会社の役員や理事を務めることはできません。かかる会社との販売または購入額がいずれの年でも年間百万米ドルを超過し、この会社が営利企業である場合は、理事会全員の承認を得なければなりません。
2. 理事会の会社経営理事委員会の認可がない限り、当社役員が当社の理事を雇用する会社において、その報酬委員会の理事またはメンバーを務めてはなりません。
3. 当社の理事は、株式上場基準上あるいは法律上の中立性を理事会の判断上認められないような関係を当社、個人、団体などと結んだり、そのような関係を維持することはできません。

利害の抵触する状況がある場合、またはそのような可能性がある場合は、必ず取引倫理委員会まで報告してください。問題を事前回避するため、当社でできるかぎり善処します。取引倫理委員会への報告を怠った場合、懲戒処分となる場合もあります。報告先については下記の「**綱領違反の疑惑の取り扱い**」の項をご覧ください。

### 独占禁止と競争に関する法律

合衆国連邦政府、合衆国諸州、欧州連合、その他諸国では独占禁止と競争に関する法律が制定されています。独占禁止と競争に関する法律とは、通常人為的な競争制限を排除して自由企業制を促進させるもので、「取引を制限」するような競争企業、顧客、サプライヤー間の特定の行動を禁止しています。こうした法律は商品やサービスの市場が活発に競争することを目的としています。こうした法律に違反した場合、違反企業は刑事罰や民法上の損害の対象となり、また違反者個人も多額の罰金、懲役刑、あるいはその両方を含む刑事罰の対象となります。当社の方針は、こうした法律を当社理事、役員、従業員が遵守することです。理事、役員、従業員は、いかなる状況においても以下の行為を行ってはなりません:

1. 当社製品の価格、マーケティング企画などについて競争相手と相談したり、当社の購入する製品、サービス、原料の支払い価格または支払い予定価格、あるいはこうした価格（「価格」は割引、値引き、販売促進プログラム、支払い条件など取引の全条件を含む）を左右するような業務情報について相談すること。
2. 市場や販売区域、顧客の分割や割り当てについて競争相手と相談したり、顧客の市場や販売区域、取引先についてその顧客と相談すること。
3. サードパーティーをボイコットする相談を競争相手や顧客と相談すること。
4. 当社製品の再販価格において顧客の同意を得たり、ある顧客の当社製品の再販価格について別の顧客と相談すること。ハーシーは顧客に再販価格を提案することはできませんが、その取捨選択は顧客の自由であることを明確に伝達してください。

またロビンソン・パットマン法は米国における価格差別を禁止しています。同法は複雑で適用が困難ですが、以下がおおよそその一般的規定とガイドラインです:

- 顧客の差別 - 競争を阻む目的で、競合する顧客に同一製品を異なる価格で販売すると違法となる場合があります。競合する複数顧客に対しては、特典、割引、広告の割り当て、あるいはサービスや施設の形で援助を供与する際に、比例的に平等な取り扱いをしてください。ただし、競合する顧客に対して異なる価格やサービスを提供することは、それ自体違法ではありません。すなわち売り手のコスト削減、競合相手との価格競争、製品の市場または商品性の変遷など、事情に応じた差別が法で認められています。こうした判断には複数のルールが適用されるため、上記のような状況が発生した場合には法務部 (Law Department) までご相談ください。
- 地域価格差別 - 米国では地域により価格に差をつけると、違法となる場合があります。価格、価格設定、特典などに地域差がある場合は、法務部 (Law Department) までご相談ください。

法務部では、独占禁止法の遵守に広範囲にわたって対応する *独占禁止ガイド (Guide to Antitrust Compliance)* を用意しています。特にマーケティング、販売、購入を担当する従業員や、競合相手となんらかの関係を持つ従業員、業界連合会のミーティングに出席したり連合会に参与する従業員は、*独占禁止ガイド (Guide to Antitrust Compliance)* の内容をよくご理解ください。このガイドは法務部からお取り寄せください。

当社では、適用する独占禁止法と競争法すべてに準拠する意向です。法律の解釈と適用に関するご質問は法務部までおたずねください。

### ザ・ハーシー・カンパニーと関連証券の売買

ハーシーの理事、役員、従業員は、一般に広く知られていない当社に関する重要な情報または当社と取引のある会社に関する重要な情報を随時入手することがあります。このような情報は株式、公債、証券の売買における「未公開重要事実」と呼ばれ、投資家はその情報をもとにその会社の証券の売り、買い、保有を決断する重要性を持つので、その情報は「重要」であり、また投資家に通常は知られていないのでその情報は「未公開」となります。

未公開重要事実を持つ者が他の投資家に対して不当な利益を得ることを防止するため、米国の証券取引法ではかかる者がある会社の未公開重要事実を有する時点でその会社の証券を取引することを禁止しています。さらに、その会社に関する未公開重要事実を第三者に漏らし、その情報にまつわる証券がその第三者によって取引された場合の漏洩責任もこの法律で定められています。

ザ・ハーシー・カンパニーではオープンで公正な証券市場取引を支持し、理事、役員、従業員によるインサイダー取引法の違反を禁じます。ですから、当社の理事、役員、従業員は、以下の条項に従わなければなりません:

1. 当社に関する未公開重要事実を知っているときは、当社の証券を売買することはできません。
2. ハーシーでの業務を通じて当社以外の会社の未公開重要事実を入手した場合も、その会社の証券を売買することはできません。
3. インサイダー取引に関する社内規制が敷かれたときも、当社の証券を売買することはできません。
4. 開示が認可されるかまたはハーシーの会社機密保護方針に基づき法律上開示が要請される場合を除き、当社およびその取引先の未公開情報の秘密は常に保護しなければならず、個人の利益のためにかかる情報を使用することは一切できません。
5. 他の従業員と未公開情報に関して話し合うことは必要時以外一切禁止します。

当社に関する未公開重要事実が開示された後も、情報が広く行き渡るまで当社の証券を取引したり情報を開示することは控えてください。情報浸透まで数日かかる場合もあります。当該証券の取引やその情報を開示する前にまず法務部（Law Department）に問い合わせ、情報が広く公表されて市場に浸透していることを確認してください。

証券取引の制限に関する詳細情報「インサイダー取引に関する方針」は、当社のイントラネットまたは法務部のハードコピーでご覧いただけます。

### 従業員との関係

従業員一人一人の業績を重視しながら雇用機会、賃金、昇進機会、教育、成長などの機会を提供するのが当社の方針です。また、差別防止については既存の法律と従来 of 行政規制に従うことが当社の方針です。当社では従業員に対して人種、性別、年齢、国籍、軍歴、障害、性的嗜好のほか法律で保護されている項目をもとに差別、いやがらせや不正処遇することは決して容認していません。当社では、全従業員を公平に扱っています。

当社は安全で健康的な職場作りをめざして施設や装置、工程を保守し、適時改善を施しています。

当社では継続的改善のため従業員の業務に関する意見やアイデアを積極的に求めています。

### 消費者への公約

ハーシーは消費者を大切にしています。当社はこれまで安全で良質な製品を誠実に流通させることで信頼を築き上げてきました。当社の製造工程で働く従業員、製品の材料、梱包、機材を扱う従業員はそれぞれ該当する全ての品質管理手続きに厳重に従うものとし、会社としてさらに改善をめざすための提案も積極的に従業員に求められています。このような基準に外れると思われる場合は、すみやかに報告してください。

当社では消費者層に応じた適切なマーケティングを用いて、誠実かつ責任ある製品販売を行っています。当社は広告や販売促進に関する業界の自主規制基準を尊重し、特に未成年をはじめとする消費者プライバシーの保護の義務を支持しています。

### 環境保護

当社の業務運営では水質、大気、土地利用などに関する環境保全を重視しており、水源や大気への廃棄、またはゴミ処理を行っている全地域で、それぞれ地方政府機関、州（都道府県）の政府機関、連邦（国）の政府機関の基準を守ることをめざしています。理事、管理職、従業員は環境保護法や諸規制を守り、環境保護の観点から当社の業務を行わなければなりません。

### 機密保護

理事、管理職、従業員の一人一人が以下の項目を守ってください：

1. 当社に関する秘密情報、すなわち発明、発見、製法、企業秘密、顧客名簿、従業員情報など、また当社が守秘義務契約および所有権契約を通じて別の会社、個人、組織から入手した情報などは秘密厳守してください。各従業員は当社の *秘密保護契約書* に署名し、同書の記載通り雇用期間中および雇用終了後を通じてかかる情報の秘密を保護しなければなりません。
2. 競合他社、顧客、サプライヤーおよび当社の事業相手に関する情報は、当社の倫理精神に恥じない手段で合法的に入手してください。理事、役員、および従業員が、はからずも他社の秘密情報を入手した場合は、その情報を利用または開示する前にまず法務部（Law Department）までご連絡ください。
3. 当社の理事、役員、従業員は、業務上作成する記録や業務連絡が、将来公表される可能性があるものと心得て、個人または組織に対する誇張や軽蔑の表現、憶測やでっちあげなどは、業務上の通信連絡には固く慎んでください。電子メール、内部メモ、正式書類なども同様にこの対象となります。さらに、当社の文書保有方針に従い、誤解を招くことのないよう常時ご注意ください。
4. ハーシーでは社会一般に対して誠実、正確、一貫性のある情報提示を目指しています。メディアや政府などの外部から会社の一員への直接問い合わせに対して、不正確、不適切、不完全な返答があった場合、会社の信用はもとより法的立場を大きく傷つける可能性があります。外部の混乱や誤解を避けるため、当社理事、役員、従業員あての外部からの問い合わせは全て広報部（Communications Department）までお取次ぎください。電話番号は米国(717) 508-3238 です。

## 公正な取引

当社では理事、役員、従業員の一一人が当社の顧客、サプライヤー、競合他社、従業員に対して公正な取引を行わなければなりません。不正工作や隠蔽、部外秘の情報の乱用、事実の歪曲などの不正な取引手段で相手を陥れることは禁じられています。

## 執行

本綱領は当社の全従業員が厳守しなければなりません。したがって、綱領の違反は許されず、会社方針と包括的労働協約に基づいて口頭または書面による戒告、停職、解雇など、厳重に対処されます。

## 取引倫理委員会

当社の取引倫理委員会は以下の目的で設立されています：

1. 当社の理事、役員、従業員に対する、本綱領と当社の全般的な倫理プログラムの伝達と実施。
2. 理事、役員、管理職、従業員のための、本綱領に関する質問窓口と問題指導の提供。
3. 利害の抵触、本綱領の違反、法律や会社方針違反などの状況に関する役員や従業員のための報告相談窓口。
4. 法律遵守、コンプライアンス、教育にたずさわる社内全体のさまざまな部署やスタッフのために助言と指導を提供。
5. CEO と理事会の監査委員会に対し、本綱領の全体的コンプライアンスや教育における変更、重要問題や調査事項などを報告。

委員会のメンバー氏名はザ・ハーシー・カンパニー・イントラネットにログオンして、ホームページの“Inside Hershey（社内情報）”リンク先の“Ethics Committee（倫理委員会）”のページをご覧ください。

## 綱領違反の疑惑の取り扱い

具体的な状況の中で本綱領がどう適用するかよくわからないときは、それぞれ適切な担当者のアドバイスを受けてください。さらに当社のコンプライアンスを徹底させるためにも、疑問や懸念などは遠慮なく提起し、事情調査にも全面的に協力してください。違反の疑いは、速やかに報告してください。

役員と従業員は、直属の上司が適切であればそちらまでご相談ください。理事は会計、内部会計管理、監査問題であれば監査委員会の委員長まで、それ以外は会社経営理事委員会の委員長までご相談ください。従業員も会社経営理事委員会あるいは監査委員会の委員長に懸念を報告することができます。

これ以外の報告ルートとして、当社理事、役員、従業員は所在国を問わず、以下の宛先の取引倫理委員会に直接連絡することができます:

**Ethical Business Practices Committee (取引倫理委員会)**  
**c/o General Counsel**  
**The Hershey Company**  
**100 Crystal A Drive**  
**Hershey, PA 17033**  
**USA**

さらに当社では電話相談窓口 (Concern Line) を設けており、匿名で報告することもできます。電話相談窓口は世界各地から利用でき、中立委託業者のスタッフが週 7 日 24 時間体制で待機しています。電話相談窓口 (Concern Line) の番号は **1-800-362-8321** で、理事会メンバーにもここから取次ぎます。文書による報告は Concern Line (電話相談窓口), c/o Law Department (法務部), 100 Crystal A Drive, Hershey, PA 17033 までご郵送いただくか、電子メールをご利用ください。匿名電子メールによる報告は、当社ウェブサイトの“Investor Relations (投資家情報)” リンクの指示に従ってください。監査委員会 (Audit Committee) のメール宛先は [auditcommittee@hersheys.com](mailto:auditcommittee@hersheys.com) です。

違反に関する報告は、受け次第直ちに調査を開始します。

当社では、良心的な報告を行った人物の秘密は法律と当社方針の目的に一致する範囲で保護します。善意の報告を行った人物への報復は当社方針に背くため、厳重に処罰されず。

### 綱領の修正と放棄

当社の CEO、上級財務役員など理事や上級役員にまつわる綱領の条項の修正と放棄は理事会でのみ行うことができます。こうした修正や放棄は当社の開示委員会にすみやかに報告され、法律または証券取引上場基準に該当規定があれば、それに基づいて公表されます。

### その他の企業方針と情報

当社理事、役員、従業員は「ビジネス倫理綱領」に加えてその他の会社方針も遵守しなければなりません。詳細については、当社のイントラネットまたは当社のワークライフセンター (Worklife Center) 1-800-878-0440 までどうぞ。(Hershey 市内電話番号は 534-8170 です。)

*本綱領は雇用契約書ではなく、雇用継続を約束する文書でもありません。ハーシーの従業員雇用は書面による雇用契約がない限り、随意雇用です。*